

○山口県警察の高速道路交通警察隊に関する訓令

昭和48年9月26日  
本部訓令第22号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 高速隊は、高速道路における交通警察の運営に関する規則（昭和46年国家公安委員会規則第3号）第1条に規定する高速道路（別に定める区間を除く。）において、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 交通の指導及び取締りに関する事務
- (2) 交通事件の捜査及び処理に関する事務
- (3) 緊急重要事件等の初期的捜査活動に関する事務
- (4) 交通規制に関する事務
- (5) 交通事故防止対策に関する事務
- (6) その他特命事項に関する事務

(隊本部)

第3条 高速隊の本部として隊本部を置く。

2 隊本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊本部	山口市

(分駐隊)

第4条 分駐隊は、高速道路の区間を分け、その担当区間における事務を処理する。

- 2 分駐隊の位置及び担当区間は、別表のとおりとする。
- 3 分駐隊に派遣所を設ける。
- 4 派遣所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊徳山分駐隊岩国派遣所	岩国市
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊	周南市

小郡分駐隊鹿野派遣所	
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊 下関分駐隊埴生派遣所	山陽小野田市

(担当区間以外の区間における事務処理)

第5条 分駐隊は、交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）が必要と認めたときは、その担当区間以外の区間において事務を処理することができる。

(応援要請)

第6条 隊長は、高速道路において次の各号に該当する場合で、交通の整理、車両の誘導、負傷者の救護等のため関係所属長に応援を要請する必要があると認めるときは、交通部長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、その指揮を受けなければならない。

- (1) 多数の死傷者を伴う交通事故・事件が発生した場合
- (2) 異常気象、災害等が発生した場合又は発生するおそれのある場合
- (3) 社会的反響の大きいと認められる特異事案が発生した場合

2 隊長は、事態が急迫して前項の指揮を受けるいとまがないときは、関係所属長に直接応援を要請することができる。この場合において、隊長は、速やかに交通部長を経て本部長にその旨を報告しなければならない。

(幹部会議)

第7条 隊長は、適正かつ能率的な職務の遂行と分駐隊相互の連絡を円滑にするため、毎月1回以上幹部会議を開かなければならない。

(教養訓練等)

第8条 隊長は、毎月1回以上隊員の教養訓練並びに車両及び装備資機材の点検を行わなければならない。

- 2 前項の教養訓練及び点検は、必要により分駐隊単位にすることができる。
- 3 隊長は、新たに隊員となつた者に対し、期間を定めて必要な教養訓練を行わなければならない。

(連絡協調)

第9条 隊長は、高速隊の効果的運営を図るため、関係所属長及び関係機関と密接に連絡し、協調を保たなければならない。

(勤務計画)

第10条 隊長は、高速隊の活動を効率的にするため、あらかじめ次の各号に掲げる事項を内容とする月間勤務計画を策定し、隊員に指示しなければならない。

- (1) 勤務の重点
- (2) 勤務指定
- (3) その他活動に必要な事項

(勤務制)

第11条 隊員の勤務制は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条の規定による通常勤務及び交替制勤務とし、次の各号により勤務するものとする。

- (1) 通常勤務 隊長、副隊長、隊長補佐、分駐隊長及び隊長が指定する隊員
  - (2) 交替制勤務 前号以外で、隊長が指定する隊員
- （勤務種別）

第12条 隊員の勤務種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機動警ら勤務
  - (2) 検問勤務
  - (3) 通信勤務
  - (4) 在隊勤務
- （交通事件の取扱い）

第13条 高速隊が捜査した交通事故・事件及び交通法令違反事件は、隊長がそれぞれ対応する機関に送致（付）し、又は交通反則通告センター通告官に送付しなければならない。

（身柄留置）

第14条 隊長は、前条の事件により被疑者を逮捕し、留置するときは、分駐隊の所在地を管轄する警察署長、当該被疑者を逮捕した地を管轄する警察署長その他の関係する警察署長に依頼して行うものとする。

（刑事事件等の取扱い）

第15条 隊長は、第13条の交通事件以外の刑事事件等については、被疑者の逮捕、参考人の確保、現場保存その他必要な初期的措置を行つた後、関係の警察署長に引き継ぐものとする。

（その他の事案の取扱い）

第16条 隊長は、第13条及び前条の事件以外の保護、異常死体（交通事故によるものを除く。）、遺失物・拾得物その他の警察対象事案については、必要な初期的措置を行つた後、関係の警察署長に引き継ぐものとする。

（勤務日誌等）

第17条 隊本部に高速隊日誌を備え付け、行事その他所要の事項を記録しておかなければならない。

2 分駐隊員は、勤務の状況及び勤務中に取り扱った事項を分駐隊勤務日誌に記録し、隊長に報告しなければならない。

（活動状況の報告）

第18条 分駐隊長は、毎月5日までに、前月中における分駐隊の活動状況及び隊員の個人別活動状況を隊長に報告しなければならない。

（実施細目）

第19条 この訓令に定めるもののほか、高速隊について必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

名 称	位 置	担 当 区 間		
		道路の種別	路 線 名	区 間
山口県警察本部 交通部高速道路 交通警察隊徳山 分駐隊	周南市	高速自動車 国道	山陽自動 車道吹田 山口線	山口県と広島県の県境 から防府東インターチ ェンジまでの区間
山口県警察本部 交通部高速道路 交通警察隊小郡 分駐隊	山口市	高速自動車 国道	中国縦貫 自動車道	山口県と広島県の県境 から美祢インターチ ェンジまでの区間
			山陽自動 車道吹田 山口線	防府東インターチ ェンジから山口ジャンク ションまでの区間
		一般国道	2号	国家公安委員会が自動 車専用道路として指定 した区間（別に定める 区間を除く。）
			490号	国家公安委員会が自動 車専用道路として指定 した区間
県道	山口宇部 線	国家公安委員会が自動 車専用道路として指定 した区間のうち、朝田 インターチェンジから 由良インターチェンジ までの区間		
		高速自動車	中国縦貫 自動車道	美祢インターチェンジ から下関インターチ ェンジまでの区間
			山陽自動	宇部ジャンクションか

山口県警察本部 交通部高速道路 交通警察隊下関 分駐隊	下関市	国道	車道宇部 下関線	ら下関ジャンクション までの区間
			関門自動 車道	下関インターチェンジ から山口県と福岡県の 県境までの区間
	県道	山口宇部 線	国家公安委員会が自動 車専用道路として指定 した区間のうち、由良 インターチェンジから 宇部東インターチェン ジまでの区間	